



「国民健康保険証」を 更新します

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

現在使用している「国民健康保険被保険者証（保険証）」は、9月30日が有効期限です。

新しい保険証は、保険税に1年以上の滞納がある世帯を除いて交付しますので、10月1日以降に受診するときは、新しい保険証を必ず医療機関などの受付窓口へ提示してください。

なお、現在お持ちの保険証は10月になりましたら破棄していただき、届いた新しい保険証は有効期限まで大切に使用ください。

**有効期限は
平成20年3月31日まで**

「保険証」の有効期限は、通常、翌年9月末までの1年間ですが、平成20年4月から医療制度が大きく変わるため、今回の更新では有効期限を平成20年3月31日までとし、3月末に改めて交付します。

**黄色い封筒で
9月末までに送付**

今回更新する保険証は、黄色の封筒で遅くとも有効期限が切れる2日前までにはお届けする予定です。

なお、転入・転居した世帯や、住所外以外へ郵便物の配達を希望する世帯は、間違いなく保険証が配達されるように郵便局への届け出をお願いします。

学保険証

「学保険証（※1）」をご使用の世帯には、手続きをしていただくことなく、

（参考）平成20年4月から予定されている制度改正

- ①後期高齢者医療制度が創設されます。
 - ・75歳以上の方（老人保健の受給者証を交付されている方）は国民健康保険の資格を喪失し、新たに後期高齢者医療制度の被保険者になります。
 - ・4月以降に75歳になる方は、75歳になった誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者になります。
- ②退職者医療制度が廃止されます。
 - ・65歳以上の退職被保険者は一般被保険者となります。（経過措置で、65歳未満の退職被保険者の方は引き続き退職被保険者のままです。）

これまでどおり「学保険証」を交付します。

※1「学保険証」：修学のため親元から離れ、家族と住所（住民票）を別にして、いる学生に交付するもので、**学**の表示がしてあります。

遠隔地保険証

「遠隔地保険証（※2）」をご使用の世帯には、新しい保険証は通常の保険証として1枚になっているものを交付します。

このため、引き続き「遠隔地保険証」の使用を希望する場合は、届いた保険証と印鑑を持参の上、市民生活課戸籍住民係または各支所市民課・市民生活課で手続きをしてください。

※2「遠隔地保険証」：短期の就労やその他の理由で、住所（住民票）は庄原市にしているが、家族と離れて生活する人に、家族とは別に交付するもので、**遠**の表示がしてあります。

届け出はお済ですか？ 退職者医療制度

厚生年金や共済年金を受

給している人が国民健康保険に加入するとき、またはすでに国民健康保険に加入している人が厚生年金や共済年金を受給することになったときは、「退職者医療制度」に関する届け出が必要です。

まだ、届け出が済んでいない方は手続きをお願いします。

【対象になる方】

国民健康保険に加入する（している）人で、次の要件に両方該当する方とその被扶養者

- ①厚生年金、共済年金から老齢（退職）年金を受けている人で、その被保険者期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある人
- ②老人保健法の適用を受けていない人

※被扶養者の認定基準は年収で130万円（60歳以上は180万円）未満です。

【届け出に必要なもの】

- 年金証書
- 国民健康保険証（すでに加入されている方のみ）
- 印鑑